

大分県景観ハンドブック作成業務委託に関する 企画提案競技(プロポーザル方式)実施要領

1 趣旨

県民等の景観に関する理解を深め、「おおいらしい景観」の価値に対する気づきを促すことで、県民等と行政が協働し、景観の保全・形成を図ることを目的とし、大分県（以下「県」という。）が実施する「大分県景観ハンドブック作成業務委託（以下「業務」という。）」の委託先の選定に関し、企画提案競技（プロポーザル方式）に参加しようとする者（以下「提案競技参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に付する事項

- (1) 委託業務名 大分県景観ハンドブック作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「大分県景観ハンドブック作成業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年2月28日まで
- (4) 業務上限額 3,410,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※1 上記の金額は、本業務の調達における提案価格の上限であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※2 提案価格については評価の対象としない。

3 スケジュール（予定）

令和6年7月12日（金）	企画提案競技の公告
7月30日（火）	質問書の提出期限
8月7日（水）	参加申込書兼誓約書及び資格審査書類の提出期限
8月23日（金）	企画提案書の提出期限
9月2日（月）	プレゼンテーション及び業者選定委員会
9月4日（水）	審査結果の通知
～9月中旬	契約締結のための協議、委託契約締結

4 業務委託候補者の選定

業務委託候補者（以下「委託候補者」という。）の選定は、プロポーザル方式により行う。

企画提案への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、企画提案への参加申込みを行った上で、仕様書の業務内容をどのような体制、進め方等で実行するのか、業務を遂行するにあたっての計画、方法等について具体的に提案を行うこと。

提案内容等について大分県景観ハンドブック作成業務委託に関する業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）にて審査を行い、本業務の実施に際し最も適した提案者を委託候補者とする。

5 企画提案参加に際しての留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、選定の対象から外し、若しくは委託候補者の選定を取り消す場合がある。
 - ① 業者選定委員会の委員又は選定手続き業務に従事する職員又は関係者に対し、不正な接触行為その他の正当な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合
 - ② 本件企画提案について不正な利益を得るために参加したと認められる場合
 - ③ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ④ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ⑤ 参加希望者が6に定める参加資格を満たしていないことが判明した場合
 - ⑥ 本要領の内容に違反すると認められる場合
 - ⑦ 参加希望者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
 - ⑧ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - ⑨ その他社会的信用を損なう行為等により、参加希望者が委託事業者として業務を行うことについてふさわしくないと県が認めた場合
 - ⑩ その他選定の手続きにおいて不正な行為があったと県が認めた場合
- (2) 参加希望者は、当該業務に対して複数の提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等の軽微なものを除く。なお、提出書類は、採用の有無にかかわらず返却しないものとする。
- (4) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (5) その他
 - ① 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
 - ② 企画提案への参加に要する諸費用は、すべて提案者の負担とする。
 - ③ 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限り、本手続きにおいて使用する単位は、日本の標準時及び計量法によるものとする。
 - ④ 提出された書類は、提案者に無断で使用しない。ただし、委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲で、複製を作成することがある。
 - ⑤ 配布する資料等は、本企画提案応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

6 参加資格

企画提案競技に参加できる者は、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会を行う場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目の全てに該当すること。
 - ① 事業の実施にあたり担当者を配置し、県との打合せ等に担当者等を出席させることが可能

な者であること。

- ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- ④ 自己または自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団または暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団または暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人またはこれに準じるものとして、大分県発注業者からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

- (5) 参加申込書兼誓約書及び資格審査書類の提出までに、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、又は大分県における建設コンサルタント等の入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。

- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とするが、この場合の要件は以下のとおりとする。

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（1）から（5）の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を代表する事業者は、構成員のうちで最大の出資割合であること。

7 企画提案の参加手続等

参加希望者は、企画提案競技参加申込書等の書類を次のとおり提出しなければならない。

また、参加希望者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (1) 提出物（各1部 A4サイズ）

- ① 企画提案競技参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ② 参加申込者概要（様式第2号）
- ③ 6の(3)の①に関する書類（様式第3号）
- ④ 6の(3)の④に関する書類（様式第4号）

⑤ 共同企業体協定書（様式第5号）の写し又は共同企業体協定書の締結を確約する書類（共同企業体の場合）

(2) 提出期限及び提出方法

令和6年8月7日（水曜日）17時必着

提出物は電子メール又はファックスで送信することとする。なお、送信後、電話にて電子メール又はファックスの着信を確認すること。

(3) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式第6号）」を令和6年8月22日（木曜日）17時までに提出すること。

提出は電子メール又はファックスで送信することとする。なお、送信後、電話にて電子メール又はファックスの着信を確認すること。

8 質問の受付及び回答

本案件の応募について不明な点がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(1) 受付期間

令和6年7月12日（金曜日）から令和6年7月30日（火曜日）までの9時から17時まで（必着）とする。ただし県の休日を除く。

(2) 受付方法

「応募に関する質問書（様式第7号）」を電子メール又はファックスで提出することとする。なお、送信後、電話にて電子メール又はファックスの着信を確認すること。

(3) 回答

応募に関する質問及び質問に対する回答は、県のホームページにて公表する。ただし、質問提出者のノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

(4) その他

- ① 企画提案実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として異議の申し立てはできない。
- ② 質問者の所在地、名称、代表者氏名、担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス又はファックス番号を記載すること。
- ③ 提案書の審査に関する質問は回答しない。

9 企画提案書等の提出等

提案者は、14にて定めている提出先へ書類を直接持参又は郵送（書留郵便その他これに準じる方法による）で提出するものとし、電子メール又はファックスによる提出は受け付けない。

(1) 提出期限 令和6年8月23日（金曜日）17時まで（必着）

(2) 提出書類

- ① 大分県景観ハンドブック作成業務委託企画提案書（様式第8号）（1部）
- ② 過去の類似業務の実績（様式第9号）及び添付資料（3部）

- ③ 企画提案書 【任意様式：別表1の企画提案書提案項目に沿ったもの】（製本3部）
- ④ 見積書 【任意様式：消費税及び地方消費税相当額（100分の10相当額）を含む】
（3部）（見積書は業務を実施するための必要項目ごとに、その単価、金額を記載すること）
- ⑤ 上記①～④の資料（PDFファイル）を記録したCD-ROM1枚

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

10 業者選定委員会の開催

別に定める業者選定委員会において、以下のとおり提案競技参加者によるプレゼンテーションを行い、総得点の最も高い企画提案者1者及び次点者を特定する。ただし、総得点の最も高い企画提案者が大分県の求める最低限の基準（満点の6割以上）に達していない場合は、この限りではない。

また、提案競技参加者が多数（5者を超える）の場合は、事務局が書類による事前審査を行い、企画提案競技の参加を限定する場合がある。

(1) 日時及び場所（予定）

令和6年9月2日（月曜日）13時30分～ 大分県庁内会議室（予定）

※正式な日時及び場所については、後日改めて提案競技参加者あて通知する。

(2) プレゼンテーション方法

- ① 提出済みの企画提案書（追加資料は認めない）に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。
- ② プレゼンテーション参加者は様式第3号に記載する主担当者を含む計3名までとする。
- ③ プロジェクター、モニター等は使用できるものとする。

上記の使用を希望する場合は、その旨を事前に事務局へ連絡すること。

(3) プレゼンテーション時間（予定）

1者あたりプレゼンテーション15分程度及び質疑10分程度

11 委託候補者の選定等

(1) 委託候補者の選定

- ① 業者選定委員会において、提案評価採点表（別表2）に基づき、提出書類等を総合的に審査し得点化する。
- ② 各選定委員の得点を合計し、総得点が最も高い者を委託候補者として選定する。総得点が最も高い者が複数であった場合は、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定する。
- ③ 提案者が1者の場合であっても、県の要求する基準を満たす提案と判断すれば、その者を委託候補者として選定する。
- ④ 本応募において、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補者の選定は行わず、改めて募集を行うものとする。この場合、今回の企画提案者の再応募を妨げない。

(2) 委託候補者及び審査結果の通知方法等

① 委託候補者及び審査結果の通知方法

委託候補者は審査結果とともに通知する。審査結果は提案者全員に郵送により通知する。

② 他の者に係る審査の内容については問い合わせに応じない。

1 2 契約の締結

(1) 契約書作成の要否

本業務に係る委託契約は、原則として委託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲で、内容の変更協議を含むものとする。

協議が不調のときは、次点の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第5条第1項の規定に準じて、契約額の百分の十以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、同規則第5条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(3) 業務の中止

① 委託契約の締結後、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

②委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

1 3 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、提案競技参加者の負担とする。

(2) 電磁記録媒体を提出する場合は、予めウイルスチェックを行い、別紙「ウイルスチェック実施証明書」とともに提出すること。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。

(4) 契約にあたっては、企画提案等の内容について大分県と企画提案者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。

(5) 天災等やむを得ない理由により、公平、公正な企画提案競技が実施し難い場合は、企画提案競技を延期、又は取りやめることがある。その場合、企画提案競技に要した全ての経費は、大分県に請求できないものとする。

1 4 参加申込書・質問書・企画提案書等の提出先及び本業務に関する問合せ先

大分県 土木建築部 都市・まちづくり推進課 景観・まちづくり班

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話：097-506-4672 / FAX：097-506-1778 / E-mail：a17510@pref.oita.lg.jp